

経営力強化サポート資金

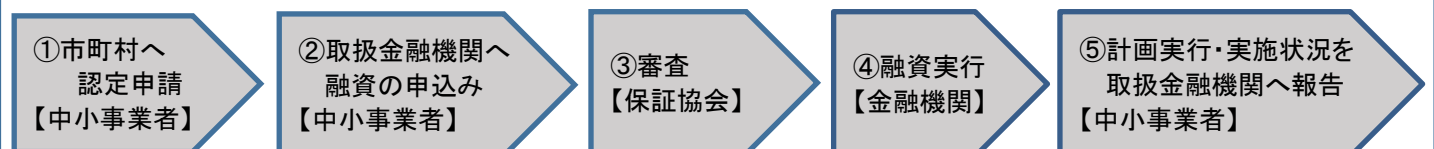
事業目的・概要

- 中小企業者等の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者等の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、中小企業者等の経営力の強化を図ることを目的とした資金です。
- 中小企業者等は、認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定・実行し、その進捗を金融機関に対して四半期毎に報告します。
- 金融機関は、原則として、5事業年度にわたり、四半期毎にフォローアップを実施します。
 - ▶ 金融機関では、中小企業者等の事業行動計画の実行状況を受け、必要に応じて指導・助言等の追加的な経営支援を行います。

経営力強化サポート資金

ご利用いただける方	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等 ※認定経営革新等支援機関とは、税務・金融・財務に関して専門的な知識や実務経験を持つ税理士、公認会計士、金融機関等で、国の認定を受けた者です。 ※この資金は、一般保証のほか、セーフティネット保証5号の利用も可能です。 ※セーフティネット保証5号の利用に当たっては、市町村長から認定を受ける必要があります。（一般保証の場合は、認定は不要です。） [主な認定基準] (1) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月の売上高等が前年同期比5%以上減少している中小企業者 (2) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期比20%以上減少している中小企業者 ・認定基準の詳細や指定業種は、中小企業庁ホームページでご確認ください。 https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html																										
融資限度額	一企業等 8,000万円																										
資金使途	事業計画の実施に必要な事業資金(運転資金・設備資金) (セーフティネット保証5号認定の場合は、経営の安定に必要な事業資金)																										
利率	1. 60%																										
償還期間	運転資金5年以内(据置1年以内)、設備資金7年以内(据置1年以内) ※ 県制度融資資金の借換えを行う場合は10年以内(据置1年以内)																										
保証料	(単位: %) <table><tr><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>1.45</td><td>1.35</td><td>1.25</td><td>1.10</td><td>1.00</td><td>0.80</td><td>0.60</td><td>0.45</td><td>0.45</td></tr></table> ・一般保証の場合 (セーフティネット保証5号認定の場合は、年0. 67%)									①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																			
1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45																			
保証人	原則として法人代表者以外不要																										
担保	必要に応じて徴求																										
取扱金融機関	県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫																										

手続きの流れ



※①は、セーフティネット保証5号の認定を受ける場合のみ。□

【250401】